

## 学校施設開放事業の見直しの概要について －パブリックコメントの実施－

### 1 趣 旨

教育委員会では、区立小学校 52 校、区立中学校 23 校の校庭・体育館等を、学校教育に支障のない範囲で地域住民（登録団体）に開放し、スポーツや文化活動等の推進に努めてきた。この事業は昭和 22 年に施行された「学校設備使用条例」等に基づき実施してきたが、その内容は現状に合わない部分も多く、規定の改正が必要であると判断した。

主に、事業目的の明確化、使用の公平性の確保、登録団体増加による使用日調整、施設維持管理費の増大、受益者負担の適正化等、事業運営に係る様々な課題があり、実際に学校、近隣住民、登録団体に大きく影響を及ぼしている。

これらの課題を整理するほか、今後策定される板橋区スポーツ推進ビジョン（仮称）の検討状況を踏まえ、区民の健康づくりや生きがいを含めたスポーツ施策の充実を視野において見直しを行うものである。

### 2 課 題

#### （1）事業目的の明確化

学校教育法第 137 条及び社会教育法第 44 条に基づき、学校教育に支障のない範囲で学校施設をスポーツ・文化活動等の場として提供し、地域コミュニティに寄与するために実施しているが、団体によっては学校施設ではなく貸出しを目的とした施設としての認識があるため、事業目的を明確に規定する必要がある。

#### （2）使用の公平性の確保及び登録団体増加による使用日調整等の運営方法

登録団体が増加しているが、既登録団体による使用日固定化のため、使用日の調整が必要である。

また、使用する曜日により申請窓口（平日は各学校、土曜・日曜・祝日は学校地域連携担当課）が異なるため、事務の簡素化や使用の適正化が図られていない。

#### （3）施設維持管理費の増大、受益者負担の適正化等による使用料の徴収

施設の老朽化による補修工事費、備品購入費、光熱水費や消耗品等の設備維持管理費等の支出により事業経費全体が年々増加しているが、夜間校庭（照明設備を有する校庭）の使用を除き、登録団体の使用料を全額免除している。

### 3 新制度の内容

#### （1）事業目的

区立小・中学校の校庭・体育館等を学校教育に支障のない範囲で、スポーツや文化・芸術活動の普及、コミュニティ活動の推進、社会教育その他公共の使

用のために、登録団体に開放する。学校施設を団体の活動場所として開放することで地域活動の場を広げ、学校内外の教育活動や青少年健全育成活動をより一層推進する機会とする。学校教育の支えとなる地域の担い手を増やし、学校と地域の相互協力・連携強化の一助となることを目的とする。

(2) 対象者

原則、教育委員会に登録した団体とする。

(3) 使用できる団体

代表者及び副代表者が 20 歳以上の区内在住者で、在住者・在勤者の 10 名以上で構成しているスポーツや文化・芸術活動等を目的とする登録団体とする。

営利活動、高校生及び大学生のサークル活動、反社会的勢力、公序良俗に反する活動、宗教上の組織又は宗教活動等を目的とした団体は対象外とする。

(4) 登録区分

①青少年健全育成地区委員会	④高齢者団体
②少年・少女団体	⑤障がい者団体
③PTA(世話人会等含む)団体	⑥一般団体(①～⑤に該当しない全ての団体)

(5) 実施校

①小学校：52 校、②中学校：23 校

(6) 開放施設

校庭、体育館、クラブハウス・地域開放教室（小学校のみ）、柔剣道場（中学校のみ）

(7) 開放日時

①小学校 平日：18 時～21 時、土曜・日曜・祝日：9 時～21 時

②中学校 平日・土曜・日曜・祝日：18 時～21 時

※いずれも休業日は、12 月 29 日～1 月 3 日の年末年始期間

(8) 使用料（1 時間あたり）[現行どおり]

①昼間 9 時～18 時	②夜間 18 時～21 時
ア. 体育館：260 円	ア. 体育館：400 円
イ. 校庭：170 円	イ. 校庭：志村第二中学校 540 円 赤塚第二中学校・大谷口小学校 1,090 円
ウ. クラブハウス：110 円	ウ. クラブハウス：130 円
エ. 地域開放教室：110 円	エ. 地域開放教室：130 円
	オ. 柔剣道場：250 円

①使用料の改訂については、平成 29 年度使用料改訂に向けて、使用料手数料検討委員会で、適正な使用料金の設定について見直しを行う。

②使用料の納付については、原則、使用料を徴収する。使用承認を受けた団体は、指定日までに使用料を納付する。

③使用料の減額免除については、条例及び規則に規定する団体及び使用は、使用料を免除又は減額する。

(9) 使用日調整会議の設置

各学校が指定する日時に使用希望団体が集まり、団体同士の話し合いで使用日を決定する。この学校単位による使用日調整会議は順次実施していく。

#### 4 今後のスケジュール

実施時期	内 容
平成 27 年 6 月 11 日	・文教児童委員会へ「学校施設開放事業の見直しの概要についてパブリックコメントの実施」を報告
平成 27 年 6 月～7 月	・学校施設開放事業の見直しの概要についてパブリックコメントの実施（6 月 27 日～7 月 10 日） ・校長会等へ報告 ・各関係団体（※ 1）へ説明
平成 27 年 8 月	・パブリックコメントについて区の考え方を公表
平成 27 年 9 月	・条例改正 第 3 回区議会定例会
平成 27 年 9 月～	・使用日調整会議について学校と打合せ （実施可能校から順次設置・開催）
平成 27 年 10 月～	・登録団体向け（登録更新及び使用料徴収について）説明会 ・青健団体向け、各地域センター説明 ・団体登録更新準備 ・使用料徴収準備

※ 1 各関係団体… P T A 連合会、町会・自治会、青少年健全育成地区委員会連合会、青少年委員会、スポーツ推進委員協議会、区体育協会、登録団体

※ 1 の町会・自治会及び青少年健全育成地区委員会は、地域センター所長会を通して順次説明していく。

# 学校施設開放事業の見直しの概要について

-パブリックコメント（意見）を募集します-

平成 27 年 6 月 27 日

教育委員会事務局学校地域連携担当課

## パブリックコメント（意見）の提出方法

### 《意見を提出・提案できる方》

次のいずれかに該当される方

- 区内在住・在勤・在学の方
- 区内に事業所を有する個人・法人・各種団体
- 区内で活動する個人・法人・各種団体

※ 区内在勤・在学の場合は名称とその所在地、代表者氏名、区内で活動する個人などは活動内容も明記

### 《意見の提出期限》

平成27年7月10日 金曜日まで（必着）

### 《意見の提出方法》

直接または郵送・FAX・Eメールで、以下の事項を明記のうえ提出してください。

- ①郵便番号・住所
- ②氏名（ふりがな）
- ③年齢
- ④電話・FAX番号
- ⑤学校施設開放事業の見直し（案）に関する意見

### 《提出先》

板橋区教育委員会事務局 学校地域連携担当課 地域連携担当係  
（区役所北館6階⑩窓口）

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号

電話：03-3579-2619

FAX：03-3579-2635

Eメール：[ky-crenkei@city.itabashi.tokyo.jp](mailto:ky-crenkei@city.itabashi.tokyo.jp)

※ 住所・氏名などは公表しません。

※ 提出された意見に個別の回答は行いません。後日、意見に対する区の考え方を公表します。

## 1 学校施設開放事業見直しの経過

教育委員会では、「学校施設開放事業」として区立小学校 52 校、区立中学校 23 校の校庭・体育館等を、学校教育に支障のない範囲で地域住民（団体）に開放し、スポーツや文化活動等の推進に努めてきました。この事業は、昭和 22 年に施行された「学校設備使用条例」のほか、「学校設備使用条例施行規則」、「学校設備開放規則」、「学校設備使用団体登録実施要領」に基づき実施してきましたが、その内容は現状に合わない部分も多く、規定の改正が必要であると判断しました。

主に、事業目的の明確化、使用の公平性の確保、登録団体増加による使用日調整、施設維持管理費の増大、受益者負担の適正化等、事業運営に係る様々な課題があり、実際に学校、近隣住民、登録団体に大きく影響を及ぼしています。

これらの課題に対しては、過去複数回にわたり検討を重ねてきました。平成 25 年 12 月には、青少年健全育成地区委員会連合会、小・中学校 P T A 連合会、スポーツ推進委員協議会の各代表、小・中学校校長会・副校長会各代表、教育委員会事務局関係課長が委員となり、学校施設開放事業検討会を設置し、3 回の検討会を開催しました。

検討の結果、「1. 学校施設開放事業における運営方法の見直しを行う」、「2. 登録団体に対して学校施設使用料を徴収する」、「3. 使用団体は、学校施設開放事業の運営に参加し、学校への協力や地域との連携を目指す」ことを今後の方向性として示しました。

今までの検討経過を踏まえて、平成 26 年 6 月から 12 月まで計 4 回の事務検討会を開催しました。教育委員会事務局次長を座長とし、小・中学校校長会・副校長会各代表、教育委員会事務局関係課長が委員となり、事業目的、使用料の徴収、登録要件、減額免除規定、使用区分、運営方法等を見直すものです。

なお、これらの課題を整理するほか、今後策定される板橋区スポーツ推進ビジョン(仮称)の検討状況を踏まえ、区民の健康づくりや生きがいを促すスポーツ施策の充実を図るものとします。

## 2 パブリックコメントの実施

平成 26 年度に実施した事務検討会の検討結果を最終報告としてまとめ、平成 28 年 4 月から施行を予定している「条例・規則」の改正（案）に対し、パブリックコメント（意見公募）を実施します。

### 3 学校施設開放事業の概要（案）

#### （1）根拠法令

- ・東京都板橋区立学校設備使用条例
- ・東京都板橋区立学校設備使用条例施行規則
- ・東京都板橋区立学校設備開放規則

#### （2）事業目的

学校教育法第 137 条及び社会教育法第 44 条に基づき、区立小・中学校の校庭・体育館等を学校教育に支障のない範囲で、スポーツや文化・芸術活動の普及、コミュニティ活動の推進、社会教育その他公共の使用のために、登録団体に開放します。

登録団体が学校施設を使用し、学校との関わりを持つことで、身近で親しみのある場所となり、学校教育に関心を持ってもらうと共に学校への支援に結びつくきっかけとします。

また、この事業を通して地域活動の場を広げ、学校内外の教育活動や青少年健全育成活動をより一層推進する機会とします。学校教育の支えとなる地域の担い手を増やし、学校と地域の相互協力・連携強化の一助となることを目的とします。

#### （3）開放施設等

区立小学校 52 校、区立中学校 22 校（上板橋第三中学校は除く）

- ア．体育館
- イ．校庭
- ウ．クラブハウス（小学校のみ）
- エ．地域開放教室（小学校のみ）
- オ．柔剣道場（中学校のみ）

#### （4）休業日

12 月 29 日から 1 月 3 日の年末年始期間とします。

#### （5）使用時間

午前 9 時から午後 9 時までとします。

①小学校 平日：18 時～21 時

土曜・日曜・祝日：9 時～21 時

※5 月～8 月は日照が確保できるとして、17 時から 19 時まで小学校の校庭開放を（中学校は部活動のため除く）可能とします。なお、あいキッズ事業に支障のないことを前提に、学校地域連携担当課と学校と協議の上決定します。

②中学校 平日・土曜・日曜・祝日：18 時～21 時

(6) 使用区分

次の4区分とします。

- ① 9:00～12:00
- ② 12:00～15:00
- ③ 15:00～18:00
- ④ 18:00～21:00

※中学校は部活動により 18:00～、18:30～、19:00～の区分となります。

(7) 学校施設を使用できる者

- ①教育委員会に登録をした団体とします。
- ②子どもの遊び場事業（土曜・日曜・祝日の午後に校庭を開放）は、小学生、中学生及び付添人のある幼児とし、登録は不要とします。

(8) 団体登録の要件

次の要件を全て満たすこととします。

- ①主としてスポーツ、文化・芸術活動、コミュニティ活動を目的とした団体であること。
- ②区内在住者、在勤者の10名以上で構成していること。
- ③代表者及び副代表者が20歳以上の区内在住者であること。
- ④営利を目的としない活動であること。
- ⑤高校生及び大学生のサークル活動を目的とした団体でないこと。
- ⑥反社会的勢力の団体でないこと。
- ⑦公序良俗に反する活動を目的とした団体でないこと。
- ⑧宗教上の組織又は宗教活動を目的とした団体でないこと。

※団体の活動情報を広く区民に公開でき、原則として誰でも加入できる団体であること（区ホームページに種目、団体名の掲載が可能）を申請時に確認します。

(9) 団体登録の手続き

必要な書類は次のとおりとします。ただし、④に規定する書類は、会費を徴収している団体のみとなります。

- ①団体登録申請書
- ②団体構成員名簿
- ③学校施設使用にかかる誓約書
- ④団体の規約（会則）及び前年度の会計報告書（実績がない場合は予算書）

(10) 団体登録を必要としない使用

登録を必要としない使用は次のとおりとします。

- ①区又は教育委員会が行政目的で使用するとき。
- ②国又は区以外の地方公共団体が行政目的で使用するとき。
- ③区又は教育委員会が主催又は共催事業で使用するとき。
- ④公共的団体が公益目的で使用するとき。



- ⑤ P T A 団体、町会・自治会、保育園・保育所（認証含む）・幼稚園、特別支援学校、その他公益活動を主に行っている団体が公益目的で使用するとき。
- ⑥ 選挙管理委員会の申請で公職選挙法第 161 条による選挙期間中（告示日以降）の個人演説会で使用するとき。
- ⑦ その他教育委員会が特に必要であると認めたとき。

(11) 団体登録の区分

登録区分は次のとおりとします。

① 青少年健全育成地区委員会

※18 地区委員会（事務局は地域センター）で認定している団体

② 少年・少女団体

※構成員全員（監督・コーチ・指導者等を除く）が 15 歳以下で構成されている団体

③ P T A（世話人会等含む）団体

※区立小・中学校にある、現役 P T A のみで構成されている団体

※親睦目的等で使用する場合は登録が必要

④ 高齢者団体

※構成員全員が 65 歳以上で構成されている団体

⑤ 障がい者団体

※構成員の半数以上が障がい者手帳の交付を受けている者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）が占める 10 人以上の団体

⑥ 一般団体

※上記①～⑤に該当しない全ての団体

(12) 使用の手続き

使用する日の 7 日前までに使用申請書を教育委員会に提出し、その承認を受けていただきます。

※子どもの遊び場事業は除きます。

(13) 使用承認書の提示

学校施設を使用するときは、使用承認書を提示していただきます。

(14) 使用の不承認

次のいずれかに該当するときは承認できません。

① 学校施設の管理運営上支障があると認められるとき。

② 学校施設を毀損するおそれがあると認められるとき。

③ あいキッズ事業に支障がある使用と認められるとき。

④ 営利を目的として使用するおそれがあると認められるとき。

⑤ 特定の政党に賛成又は反対することを目的とした使用と認められるとき。

⑥ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

⑦ 前 6 号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

(15) 使用料

1時間あたりの使用料は次のとおりとします。

①昼間 9 時～18 時

- ア. 体育館：260 円
- イ. 校庭：170 円
- ウ. クラブハウス：110 円
- エ. 地域開放教室：110 円

②夜間 18 時～21 時

- ア. 体育館：400 円
- イ. 校庭：志村第二中学校 540 円、赤塚第二中学校・大谷口小学校 1,090 円
- ウ. クラブハウス：130 円
- エ. 地域開放教室：130 円
- オ. 柔剣道場：250 円

(16) 使用料の納付

原則、使用料を徴収します。減額免除の規定に該当しない団体は、規定の使用料（現在規定している金額で変更はありません）を、教育委員会が指定する期日までに納付していただきます。

※次の料金改定時（平成 29 年度予定）には、施設使用時にかかる電気・水道・冷暖房経費等を反映した適正な使用料金の設定について見直していきます。

(17) 使用料の減免

使用料を免除する場合及びその額は次のとおりとします。

- ①区又は教育委員会が行政目的のために使用するとき。全額
- ②国又は区以外の地方公共団体が行政目的のために使用するとき。全額
- ③区又は教育委員会が主催又は共催事業で使用するとき。全額
- ④公共的団体が公益目的のために使用するとき。全額
- ⑤PTA 団体、町会・自治会、保育園・保育所（認証含む）・幼稚園、特別支援学校、その他公益活動を主に行っている団体が公益目的で使用するとき。全額
- ⑥選挙管理委員会の申請で公職選挙法第 161 条による選挙期間中（告示日以降）の個人演説会で使用（初回のみ）するとき。全額
- ⑦青少年健全育成地区委員会が使用するとき。全額
- ⑧少年・少女団体（会費月額 5,000 円以上の団体は除く）が使用するとき。全額
- ⑨教育委員会が特に必要と認めたとき。全額
- ⑩PTA 団体が親睦活動（スポーツ・文化活動等）で使用するとき。5 割
- ⑪高齢者団体が健康づくり・介護予防となる活動で使用するとき。5 割
- ⑫障がい者団体が使用するとき。5 割
- ⑬区又は教育委員会が後援する事業で使用するとき。5 割

(18) 使用料の不還付

原則、既納の使用料は還付できません。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができます。

(19) 使用権の譲渡等の禁止

使用者は、学校施設を使用する権利を他人に譲渡又は転貸できません。

(20) 学校施設の変更等の禁止

使用者は、学校施設に特別な設備や変更を加える、又は学校用具を使用目的以外に使用できません。

(21) 使用承認の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用承認の取り消し、使用の制限、使用の停止となることがあります。

- ①使用の目的に反する行為があったとき。
- ②使用の不承認の規定に該当するとき。
- ③条例・規則の規定又は教育委員会の指示に違反したとき。
- ④災害その他の事故により、学校施設の使用ができなくなったとき。
- ⑤工事その他の都合により、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(22) 原状回復の義務

学校施設の使用を終了したときは、直ちに現状に回復してください。

(24) 損害賠償の義務

学校施設又は学校用具に損害を与えた者は、教育委員会が相当と認める損害額を賠償します。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができます。

(25) 学校施設の使用承認優先順位

次のとおりとします。

第1順位：区又は教育委員会が行政目的で使用するとき

第2順位：国又は区以外の地方公共団体が行政目的で使用するとき

第3順位：区又は教育委員会が主催又は共催事業で使用するとき

第4順位：公共的団体が公益目的で使用するとき

第5順位：PTA団体、町会・自治会、保育園・保育所（認証含む）・幼稚園、特別支援学校、その他公益活動を主に行っている団体が公益目的で使用するとき

第6順位：青少年健全育成地区委員会

## 4 学校施設開放事業 新旧対照表

(1) 団体登録の要件は以下のとおり変更します。

現制度	新制度
主としてスポーツ・文化活動を目的とする団体	主としてスポーツ、文化・芸術活動、コミュニティ活動を目的とした団体
区内在住者・在勤者の10名以上で構成していること	
代表者・副代表者が20歳以上の区内在住者であること	
営利を目的としない活動であること	
学生の部活動、サークル活動等を目的とした団体は除く	高校生及び大学生のサークル活動を目的とした団体でないこと
規定はありませんでしたが運用に変わりはありません	反社会的勢力の団体でないこと
	公序良俗に反する活動を目的とした団体でないこと
	宗教上の組織又は宗教活動を目的とした団体でないこと

※団体の活動情報を広く区民に公開でき、原則として誰でも加入できる団体であること（区ホームページに種目、団体名の掲載が可能）を新たにお願いしていきます。

(2) 団体登録時の提出・提示書類は以下のとおり変更します。

現制度	新制度
団体登録申請書	
団体構成員名簿 ※区内在住者は構成員全員の身分証明書を提示。在勤者にあつては在勤証明書（会社の社印が押印してあるもの）	団体構成員名簿 ※区内在住者は構成員全員の公的機関が発行した身分証明書等を提示。区内在勤者は在勤証明書の提出又は社員証を提示
学校設備使用にかかる誓約書	
規定なし	団体の規約（会則）及び前年度の会計報告書（実績がない場合は予算書） ※会費を徴収している団体のみ

(3) 団体登録の区分は以下のとおり規定します。

現制度	新制度
登録する際は、大人と子どもの団体に 区別し、スポーツ・文化の種目ごとに に登録を行っていました	青少年健全育成地区委員会 ※18 地区委員会（事務局は地域センター）で認定している団体
	少年・少女団体 ※構成員全員（監督・コーチ・指導者等を除く）が15歳以下で構成されている団体
	親睦会で使用するPTA団体 ※区立小・中学校にあるPTA（世話人を含む）の現役のみで構成されている団体
	高齢者団体 ※構成員全員が65歳以上の団体
	障がい者団体 ※構成員の半数以上が障がい者手帳の交付を受けている者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）が占める10人以上の団体
一般団体 ※上記に該当しない全ての団体	

(4) 団体登録を要しない使用は以下のとおり規定します。

現制度	新制度
区又は教育委員会が行政目的で使用するとき	
国又は区以外の地方公共団体が行政目的で使用するとき	
区又は教育委員会が共催 又は後援して使用するとき	区又は教育委員会が主催 又は共催事業で使用するとき
公共的団体が公益目的で使用するとき	
PTA団体、町会・自治会、保育園・保育所（認証含む）、幼稚園、特別支援学校、その他公益活動を主に行っている団体が公益目的で使用するとき	
選挙管理委員会の申請で公職選挙法第161条 による選挙期間中の個人演説会で使用するとき	
その他教育委員会が特に必要であると認めたとき	

(5) 使用の不承認は以下のとおり規定します。

現制度	新制度
<p style="text-align: center;">規定はありませんが 運用に変わりはありません</p>	<p>学校施設の管理運営上支障があると認められるとき</p>
	<p>学校施設を毀損するおそれがあると認められるとき</p>
	<p>あいキッズ事業に支障がある使用と認められるとき</p>
	<p>営利を目的として使用するおそれがあると認められるとき</p>
	<p>特定の政党に賛成または反対することを目的とした使用と認められるとき</p>
	<p>公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき</p>
	<p>前 6 号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不適當と認めるとき</p>

(6) 学校施設の使用優先順位は以下のとおり規定します。

現制度	新制度
<p style="text-align: center;">規定はありませんが 運用に変わりはありません</p>	<p>第 1 順位：区又は教育委員会が行政目的で使用するとき</p>
	<p>第 2 順位：国又は区以外の地方公共団体が行政目的で使用するとき</p>
	<p>第 3 順位：区又は教育委員会が主催又は共催事業で使用するとき</p>
	<p>第 4 順位：公共的団体が公益目的で使用するとき</p>
	<p>第 5 順位：PTA 団体、町会・自治会、保育園・保育所（認証含む）、幼稚園、特別支援学校、その他公益活動を主に行っている団体が公益目的で使用するとき</p>
	<p>第 6 順位：青少年健全育成地区委員会</p>

(7) 使用料の減額免除の適用範囲は以下のとおり規定します。

現制度		新制度	
全額 免除	区又は教育委員会が行政目的のために使用するとき		
	国又は区以外の地方公共団体が行政目的のために使用するとき		
	公共的団体が公益目的のために使用するとき		
	区又は教育委員会が共催又は後援して使用するとき	全額 免除	区又は教育委員会が主催又は共催事業で使用するとき
	教育委員会に登録した団体		P T A 団体、町会・自治会、保育園・保育所（認証含む）・幼稚園、特別支援学校、その他公益活動を主に行っている団体が公益目的で使用するとき
			選挙管理委員会の申請で公職選挙法第 161 条による選挙期間中（告示日以降）の個人演説会で使用するとき（初回のみ）
			青少年健全育成地区委員会が使用するとき
			少年・少女団体（会費月額 5,000 円以上の団体は除く）が使用するとき
			教育委員会が特に必要と認めたとき
			5割 減額
高齢者団体が健康づくり・介護予防となる活動で使用するとき			
障がい者団体が使用するとき			
区又は教育委員会が後援する事業使用するとき			

(8) 学校開放する施設は以下のとおり規定します。

現制度	新制度
規定はありませんが 運用に変わりはありません	校庭
	体育館
	クラブハウス（小学校のみ）
	地域開放教室（小学校のみ）
	柔剣道場（中学校のみ）

(9) 使用・料金区分は以下のとおり変更します。

現制度	新制度
使用区分① 9:00～12:00	
使用区分② 13:00～15:00	使用区分② 12:00～15:00
使用区分③ 15:30～17:30	使用区分③ 15:00～18:00
使用区分④（小学校） 18:00～21:00	使用区分④（小学校） 18:00～21:00 ※夜間校庭を開放する場合のみ適用 17:00～19:00
使用区分④（中学校） 1. 18:00～21:00 2. 18:30～21:00 3. 19:00～21:00	使用区分④（中学校） 19:00～21:00 ※部活動の状況により、 18:00～、18:30～の貸出しも可能とする。
料金区分 昼間 9:00～17:00 夜間 17:00～21:00	料金区分 昼間 9:00～18:00 夜間 18:00～21:00

#### 【新規実施事項】

(10) 運営方法の見直し

使用日調整会議を各学校で順次設置し、以下のとおり実施します。

##### ①設置目的

全ての曜日、全ての開放施設の申請・承認等の手続きを、学校単位で行うことにより、学校施設開放事業に係る事務の簡素化及び使用の適正化を図ります。

##### ②使用日調整会議の内容

各学校が指定する日時に、使用希望（登録）団体が集まり、学校施設の使用等について協議します。使用日調整会議では次のことを行います。

- ア. 学校が提示する開放可能な日時・施設について調整を行います。
- イ. 施設の使用に際し、必要な申請手続き及び承認事務を一括して行います。
- ウ. 施設の使用に係る注意事項を学校から団体に説明します。
- エ. 学校が必要とする支援活動について、団体に依頼する機会とします。
- オ. 近隣住民からの苦情等を団体に周知し、団体間の情報共有とします。
- カ. 団体間の交流や情報交換を図る場とする。



### ③使用日調整会議の流れ

- ア. 学校単位（各小・中学校）で開催します。
- イ. 原則、2か月に1回の開催とします（毎月の開催も可とします。）
- ウ. 開催日時は、学校の指定する曜日・時間帯とします。
- エ. 開催月の翌月・翌々月分の使用日調整を行います。
  - ※2か月に1回、会議開催の場合
- オ. 校庭、体育館、柔剣道場（中学校のみ）、クラブハウス・地域開放教室（小学校のみ）の開放について使用の決定を行います。
  - ※夜間校庭は除きます。
- カ. 使用日調整会議は、開催月の1日～10日の期間で1日を設定します。
- キ. 1回目の開催通知は、学校地域連携担当課から使用団体に通知（会議開催の1か月前を目安）します。
- ク. 2回目以降は、会議開催時に次回開催日を周知します。
- コ. 学校地域連携担当課は、次回開催日を区ホームページで公開します。

### ④使用日調整会議設置の効果

- ア. 学校単位で開放可能な日時・施設を団体に提示し、団体同士で使用調整を行うことで、公正公平な使用が可能となります。
- イ. 学校独自のルールを作成し適正な使用を徹底することで、学校教育に支障のないよう未然の防止が可能となります。
- ウ. 近隣住民からの苦情内容を、使用する学校ごとに直接報告することで、ルールの徹底を強化できます。また、迅速な対応・改善につながり、地域住民の学校施設開放事業への理解が得られやすくなります。
  - ※ルールを守らない団体には、使用禁止等の使用を制限します。
- エ. 学校が求める支援について、団体に直接協力要請を行うことができます。協力体制の確立により、相互の信頼関係の強化につながります。
- オ. 全ての曜日の申請手続きを、学校単位（使用日調整会議）にすることで業務の効率化が図られます。また、使用日調整会議以降、使用を希望する団体の受付窓口を教育委員会に一本化することで、学校の事務負担を軽減することができます。学校は、平日の使用承認を申請のある都度行っています。特に副校長は、鍵の受渡しや注意事項の説明、空き状況の照会等を日常的に行っています。これらの事務手続きを使用日調整会議に集約することで、学校の事務負担軽減が図られ効率的な運営を行うことができます。
- カ. 使用日調整会議の参加をきっかけに、相互に認識していなかった団体間の交流や情報交換の輪が広がり、地域コミュニティの活性化につながることができます。

## 5 今後の予定

実施時期	内 容
平成 27 年 6 月 11 日	・文教児童委員会へ「学校施設開放事業の見直しの概要についてパブリックコメントの実施」を報告
平成 27 年 6 月～7 月	・学校施設開放事業の見直しの概要についてパブリックコメントの実施（6 月 27 日～7 月 10 日） ・校長会等へ報告 ・各関係団体（※1）へ説明
平成 27 年 8 月	・パブリックコメントについて区の考え方を公表
平成 27 年 9 月	・条例改正 第 3 回区議会定例会
平成 27 年 9 月～	・使用日調整会議について学校と打合せ（実施可能校から順次設置・開催）
平成 27 年 10 月～	・登録団体向け（登録更新及び使用料徴収について）説明会 ・青健団体向け、各地域センター説明 ・団体登録更新準備 ・使用料徴収準備

※1 各関係団体…P T A 連合会、町会・自治会、青少年健全育成地区委員会連合会、青少年委員会、スポーツ推進委員協議会、区体育協会、登録団体

※1 の町会・自治会及び青少年健全育成地区委員会は、地域センター所長会を通して順次説明していく。